

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 都道府県名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる障害者 | 交付先補助率 | 前年度から変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算) | 算定基準 |
|-------|-----------------------------------|-----------------|---------------------------------|------------------------------------|-----------|-----------------------------|-------------------|---|
| 和歌山県 | 和歌山県低障害者小規模作業所運営事業補助金交付要綱(1979年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 60,915 (63,830) | 21 (19) | 【運営費】 A 利用者5~7人 週5日 年額 3,960千円 B 利用者8~15人 週5日 年額 4,600千円 C 利用者16人以上 週5日 年額 5,230千円 *利用者1人あたり年額 120千円(上限なし) |
| | | 福祉保健部 健康対策課 | 精神障害者 | 市町村:1/2 | | 59,668 (64,964) | 21 (19) | |
| 鳥取県 | 鳥取県小規模作業所運営事業補助金交付要綱(2001年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 111,717 (99,281) | 80 (48) | 【運営費】間接補助対象経費: I型:1作業所あたり年額1,500千円 II型:1作業所あたり年額1,500千円 ①専任指導員の給料、職員手当、共済費、報酬、賃金 ②常用費、役務費その他の経費(利用者に支払う工賃を除く) ③利用者の健康診断料、④専任指導員の社会保険料の事業主負担相当額、 I型:1作業所あたり年額2,844千円、 II型:1作業所あたり年額2,888千円 ①専任指導員の給料、職員手当、共済費、報酬、賃金 ②常用費、役務費その他の経費(利用者に支払う工賃を除く) ③利用者の健康診断料、専任指導員の社会保険料の事業主負担相当額 I型:1作業所あたり年額5,288千円 II型:1作業所あたり年額5,288千円 ①専任指導員の給料、職員手当、共済費、報酬、賃金 ②常用費、役務費その他の経費(利用者に支払う工賃を除く) ③利用者の健康診断料、専任指導員の社会保険料の事業主負担相当額 *補助指導員の報酬、賃金 I型:1作業所あたり年額430千円 II型:1作業所あたり年額880千円 *施設加算:重度者3人以上 1作業所あたり年額2,494千円 【運営費その他】 *事業実施中の建物の改築・修繕・増築:2,500千円 *新たな施設の新築:5,000千円 |
| | | 福祉保健部 健康対策課 | 精神障害者 | 市町村:1/4 設置者:1/4 | なし | 22,500 (8,210) | | |
| 鳥取県 | 鳥取県障害者共同作業所運営事業費補助金交付要綱(1978年) | 健康福祉部 障害者福祉課 | 障害の種別は問わない | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 143,850 (134,009) | 55 (55) | 【運営費】 A 利用者20人程度(実通所者数1日平均10人以上) 職員2人 各月概ね20日以上 年額 6,300千円 B 利用者10人程度(実通所者数1日平均5人以上) 職員1人 各月概ね20日以上 年額 3,300千円 【施設整備費:4,000千円】 *施設整備費:800千円 |
| | | 健康福祉部 障害者福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 | 基準額改定 | 79,062 (62,457) | 35 (33) | 【運営費】 A 利用者5~9人 週3日 年額1,216,620千円 B 利用者5~9人 週4日 年額1,622,160千円 C 利用者5~9人 週5日 年額2,027,700千円 D 利用者10人以上 週3日 年額2,097,900千円 E 利用者10人以上 週4日 年額2,797,200千円 F 利用者10人以上 週5日 年額3,496,500千円 *事業費:13,500千円×各市町村利用人員(1,620千円以内) *支援ワーカ一加算:日額 7,800円(年24日以内) 【運営費その他】 *施設整備費:木造単価 115千円/m ² 、ブロック単価 132千円/m ² 、鉄筋単価 154千円/m ² *初年度弁費:300千円 |
| 岡山県 | 岡山県障害者共同作業所施設・設備整備費補助金交付要綱(1989年) | 保健福祉部 障害者福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 (中核市除く) 県:1/2 市町村:1/2 | 基準額改定 | 100,905 (98,359) | 47 (47) | 【運営費】 A 利用者5~9人 週3日 年額1,216,620千円 B 利用者5~9人 週4日 年額1,622,160千円 C 利用者5~9人 週5日 年額2,027,700千円 D 利用者10人以上 週3日 年額2,097,900千円 E 利用者10人以上 週4日 年額2,797,200千円 F 利用者10人以上 週5日 年額3,496,500千円 *事業費:13,500千円×各市町村利用人員(1,620千円以内) *支援ワーカ一加算:日額 7,800円(年24日以内) 【運営費その他】 *施設整備費:300千円 |
| | | 保健福祉部 健康対策課 | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | 基準額改定 | | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 都道府県名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる障害者 | 交付先補助率 | 前年度から変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|---|-----------|-----------------------------|--------------------|--|
| 広島県 | 広島県心身障害者就労促進事業補助金交付要綱(2001年) | 福祉保健部 福祉総室 知的障害者 福祉室 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 市町村 地方自治体の組合 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 186,124 (171,628) | 68 (66) | 【運営費】 ・A 利用者1人月額41千円(週5日以上開所) ・B 利用者1人月額28千円(週3日以上開所) ・重度加算:週5日以上開所 1人月額 6,500円 週3日以上開所 1人月額4千円 【運営費その他】 -建物等改装費:1,000千円(補助率 県:1/2、市町村1/4) -備品購入費:500千円(補助率 県:1/2、市町村1/4) |
| 山口県 | 山口県精神障害者就労促進(共同作業所運営等)事業費補助金交付要綱 | 福祉保健部 保健福祉課 保健福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 市町村 地方自治体の組合 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 85,725 (72,714) | 27 (26) | 【運営費】 ・A 利用者1人あたり月額 41千円(週5日以上開所) ・B 利用者1人あたり月額 28千円(週3日以上開所) ・重度加算:週5日以上開所 月額 6,500円、週3日以上開所 月額4千円 【運営費その他】 -建物等改装費:1,000千円(補助率 県:1/2、市町村1/4) -備品購入費:500千円(補助率 県:1/2、市町村1/4) |
| 山口県 | 山口県心身障害者福祉作業所設置運営要綱(1975年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | 基準額改定 | 82,617 (94,782) | 40 (39) | 【運営費】 ・A 利用者15~19人 常勤職員2人 月額7,083千円 ・B 利用者10~14人 常勤職員1人 非常勤職員1人 月額5,284千円 ・C 利用者5~9人 非常勤職員2人 月額3,505千円 【運営費その他】 -初年度弁費:年額 150千円(初年度のみ) |
| 徳島県 | 山口県精神保健共同作業所設置運営事業補助金交付要綱(1989年) | 健康福祉部 健康増進課 | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | 基準額改定 | 49,453 (49,130) | 20 (20) | 【運営費】 ・A 利用者15人以上 常勤2人以上 月額6,141千円 ・B 利用者10~14人 常勤1人非常勤1人 月額4,303千円 【運営費その他】 -初年度弁費:年額 150千円(初年度のみ) |
| 徳島県 | 徳島県障害者地域共同作業所運営事業費補助金交付要綱(1999年) | 保健福祉部 障害福祉課 健康増進課 | 障害の種類は問わない | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 75,825 (72,350) | 37 (37) | 【運営費】 ・A 利用者5~10人 年額3,500千円 ・B 利用者11~19人 年額4,700千円 |
| 徳島県 | 徳島県障害者地域共同作業所設置準備費補助金交付要綱(1999年) | 保健福祉部 障害福祉課 健康増進課 | 障害の種類は問わない | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | 基準改定 | 26,400 (26,750) | 2 (2) | 【運営費その他】 -設備整備費:1,000千円(初年度のみ) |
| 香川県 | 香川県心身障害者小規模通所作業所運営事業補助金交付要綱(2000年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町 (中核市除く) 県:1/2 市町:1/2 (中核市除く) | なし | 78,058 (73,894) | 21 (21) | 【運営費】 ・A 常勤職員2人 月15日以上 月額 554千円 ・B 常勤職員1人 月15日以上 月額 397千円 ・C 常勤職員なし 月額 240千円 ・重度加算:月額 常勤指導員3人以上 247千円(常勤指導員2人以下90千円)、非常勤 90千円 ※利用者10人以上うち重度者5人以上、3人以上指導員がいる場合加算 ・重度心身特別加算:常勤指導員3人以上月額247千円(常勤指導員2人以下90千円)、非常勤90千円 ※利用者10人以上うち重度者2人以上、3人以上指導員がいる場合加算 -大規模加算:利用者15人以上の月 月額 40千円 【運営費その他】 -振興費:1人あたり 月額 1,050円 【運営費その他】 -設備整備費:500千円(創設、増築に伴う備品) -施設整備費:7,000千円(創設、改装、増築、大規模修繕) -重度心身障害者対策費:3,500千円(重度心身障害者通所のための創設、改装、増築、大規模修繕、備品) |
| 香川県 | 香川県精神障害者共同作業所設置準備費補助金交付要綱(1988年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 市町 県:1/2 | なし | 16,914 (16,650) | 7 (7) | 【運営費】 ・利用者5人以上 職員1人以上 月額 397千円 ・大規模加算:利用者15人以上の月 月額 40千円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 都道府県名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|--|-----------------------|----------------|---------------------------------|---------------|-----------------------------|--------------------|--|
| 愛媛県 | 愛媛県障害者共同 作業所運営事業補助金 交付要綱(1982年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 45,222 (43,950) | 19 (20) | 【運営費】 ・A 利用者5~19人 職員2人以上 週5日以上 月額 405千円 ・B 利用者5~19人 職員2人以上 週3日以上 月額 247千円 |
| | 愛媛県精神障害者小規模 作業所運営事業補助金 交付要綱(1988年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 市町村 | なし | 65,810 (65,810) | 27 (27) | 【運営費】 ・A 利用者5~19人 職員2人以上 週5日以上 月額 405千円 ・B 利用者5~19人 職員2人以上 週3日以上 月額 247千円 |
| 高知県 | 高知県心身障害者通所 復旧事業費補助金交付 要綱(1984年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | 基準額改定 | 21,900 (14,294) | 10 (7) | 【運営費】 ・A 利用者5~9人 職員1人以上 週4日 年額 3,700千円 ・B 利用者10~14人 職員1人以上 週4日 年額 4,800千円 ・C 利用者15~19人 職員1人以上 週4日 年額 5,200千円 |
| | 高知県精神障害者小規模 作業所運営事業補助金 交付要綱(1989年) | 保健福祉部 健康対策課 | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 54,500 (64,900) | 11 (14) | 【運営費】 ・A 利用者5~9人 週4日 年額 3,700千円 ・B 利用者10~14人 週4日 年額 4,800千円 ・C 利用者15~19人 週4日 年額 5,200千円 0 【運営費その他】 (1) 設備整備費:2,000千円(初年度のみ) ・施設整備費 7,000千円 |
| 福岡県 | 福岡県心身障害者共同 作業所運営事業補助金交 付要綱(1982年) | 保健福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 113,370 (123,913) | 48 (68) | 【運営費】 ・職員1人 利用者5~14人 週4日以上 1作業所 年額 4,400千円 ・職員2人 利用者15~20人 週4日以上 1作業所 年額 5,400千円 ・重度加算:重度者×月額4千円(1施設10人まで)条件、10人以上の作業所で半数以上が重度者であること |
| | 福岡県精神障害者共同 作業所運営事業補助金交 付要綱(1983年) | 保健福祉部 障害者 福祉課 | 精神障害者 | 市町村 県:定額 市町村:任意 (同額希望) | なし | 49,312 (45,376) | 18 (18) | 【運営費】 ・職員1人 利用者5~14人 週4日 1作業所 年額 2,200千円 ・職員2人 利用者15以上 週4日 1作業所 年額 2,700千円 ・重度加算:重度者×月額2千円(1施設10人まで)条件、10人以上の作業所で半数以上が重度者であること ※重度者:精神保健福祉手帳1級、2級所持者 |
| 佐賀県 | 佐賀県障害者通所支援 事業費補助金交付要綱 (2000年) | 厚生部 長寿社会課 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 31,450 (31,750) | 15 (17) | 【運営費】 ・利用者10人程度 専任職員1人以上 週4日以上 年額 5,000千円(上限) ・利用者10人以上 職員1人 週4日 年額 1,950千円 |
| | 佐賀県精神障害者社会 復帰推進事業費補助金 交付要綱(1983年) | 厚生部 健康増進課 | 精神障害者 | 市町村 県:全額 | なし | 20,250 (20,250) | 9 (9) | 【運営費】 ・利用者10人以上 職員1人 週4日 年額 1,950千円 |
| 長崎県 | 長崎県障害者地域活動 助成事業補助金交付要 綱(1997年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 67,378 (57,533) | 29 (27) | 【運営費】 ・利用者10人以上 職員(専任指導員)1人以上 週4日以上 年額 5,000千円 【運営費以外の補助】 ・初年度備品費:年額 500千円 |
| | 長崎県精神障害者地域 活動助成事業補助金交 付要綱(1997年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 市町村:1/2 | なし | 69,850 (64,710) | 35 (33) | 【運営費】 ・利用者5人以上 職員(専任指導員)1人以上 週4日以上 年額 5,000千円 【運営費その他】 ・初年度備品費:年額 500千円 |

2003年度地方自治体单独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 都道府県名 | 要綱名 補助金交付要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる障害者 | 交付先補助率 | 前年度から変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算) | 算定基準 |
|-------|-----------------------------------|------------------|----------------|-------------------------|-----------|-----------------------------|-------------------|---|
| 熊本県 | 熊本県健康福祉補助金等交付要綱(2003年) | 健康福祉部 知的障害福祉課 | 養護学校卒業者 | 市町村 | 要綱改定 | 13,155 (19,079) | 4 (7) | 【運営費】 ・A 登録者16人以上 職員1人以上、補助職員1人以上 月額 548千円 原則として日・祝を除き行う ・B 登録者15人以下 職員1人以上、補助職員1人以上 月額 504千円 原則として日・祝を除き行う |
| | | | 身体障害者 知的障害者 | 県:1/2 市町村:1/2 | | | | |
| | | | 精神障害者 | 市町村:1/2 | | | | |
| 大分県 | 知的障害者小規模保護事業費補助金交付要綱(1978年) | 健康福祉部 精神保健福祉課 | 精神障害者 | 障害者団体 県:定額 | 要綱改定 | 27,200 (27,200) | 12 (12) | 【運営費】 ・A 利用者15人 職員2人 週4日以上 年額 2,700千円 ・B 利用者10人 職員1人 週4日以上 年額 1,400千円 ※2003年10月より3カ所小規模通所型施設移行予定 |
| | | | 知的障害者 | 市町村 (中核市除く) 県:1/2 | | | | |
| | | | 身体障害者 | 障害者団体 県:定額 | | | | |
| 宮崎県 | 宮崎県在宅障害者小規模作業所育成事業補助金交付要綱(1994年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 知的障害者 | 市町村 県:1/2 | なし | 7,700 (9,250) | 7 (7) | 【運営費】 ・利用者5人以上 職員1人以上 週5日程度 年額 3,300千円または2,200千円 |
| | | | 精神障害者 | 障害者団体 県:定額 | | | | |
| | | | 身体障害者 | 市町村 県:定額 | | | | |
| 鹿児島県 | 宮崎県精神障害者小規模作業所育成事業補助金交付要綱(1994年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 知的障害者 | 市町村 県:1/2 | なし | 38,133 (33,276) | 25 (25) | 【運営費】 ・A 利用者10人以上 職員1人 週5日 年額 4,974千円 ・B 利用者5~9人 職員1人 週5日 年額 2,098千円 (国庫補助がある場合は当該補助額を控除した額) |
| | | | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |
| | | | 身体障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |
| 鹿児島県 | 鹿児島県精神障害者小規模作業所育成事業補助金交付要綱(1994年) | 福祉保健部 精神保健福祉課 | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 | なし | 18,150 (17,500) | 15 (15) | 【運営費】 ・A 利用者10人以上 週5日以上 年額 4,500千円(国庫補助がある場合年額3,500千円、上限) ・B 利用者10人以上 週3~4日 年額 1,800千円(上限) ・C 利用者5~9人 週5日以上 年額 1,800千円(上限) |
| | | | 知的障害者 | 市町村 | | | | |
| | | | 身体障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |
| 鹿児島県 | 鹿児島県知的障害者通所保護事業費補助金交付要綱(1978年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 知的障害者 | 市町村 県:1/2 | なし | 17,875 (17,967) | 18 (19) | 【運営費】 ・利用者10人 週5日 年額 2,200千円 ・利用者5人 週5日 年額 1,100千円 |
| | | | 知的障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |
| | | | 身体障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |
| 沖縄県 | 沖縄県心身障害者小規模作業所補助金交付要綱(1983年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 知的障害者 | 市町村 県:1/2 | 要綱改定 | 11,184 (9,900) | 9 (10) | 【運営費】 ・利用者10人以上 週5日以上 1日5時間以上 年額 2,200千円 ・利用者5人以上 週5日以上 1日5時間以上 年額 1,100千円 |
| | | | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |
| | | | 身体障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |
| 沖縄県 | 沖縄県精神障害者小規模作業所育成事業補助金交付要綱(1990年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 知的障害者 | 市町村 県:1/2 | なし | 83,500 (87,500) | 47 (43) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 職員3人以上 週4日以上 年額 3,000千円 ・B 利用者10人以上 職員2人以上 週4日以上 年額 2,000千円 ・C 利用者5人以上 職員1人以上 週4日以上 年額 1,500千円 |
| | | | 精神障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |
| | | | 身体障害者 | 市町村 県:1/2 | | | | |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 指定都市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|--|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|---------------|------------------------------|--------------------|---|
| 札幌市 | 札幌市中心身障者小規模授産事業費補助要綱(1981年) | 保健福祉局 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 基準額改定 | 782,984 (750,323) | 87 (83) | 【運営費】 ・A 利用者 5~9人 職員2人(うち常勤1人以上) 週4日以上 年額 6,530千円 ・B 利用者 10~14人 職員2人(常勤)または3人以上(うち常勤1人以上) 週4日以上 年額 8,890千円 ・C 利用者 15~19人 職員3人(うち常勤2人以上) 週4日以上 年額 11,260千円 ・特別指導員加算:重度障害者1人あたり年額94千円 【運営費その他】 ・施設整備費:施設の際の改修費、初年度職員等 1,000千円 |
| 札幌市 | 札幌市精神障害者回復者小規模共同作業所補助要綱(1988年) | 保健福祉局 保健福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 基準額改定 | 384,845 (349,581) | 41 (38) | 【運営費】 ・A 利用者 5~9人 職員2(常勤1)人以上 週5日以上 年額 6,530千円 ・B 利用者 10~14人 職員3(常勤1)人以上 週5日以上 年額 8,890千円 ・C 利用者 15~20人 職員3(常勤2)人以上 週5日以上 年額 11,260千円 ・特別指導員加算:重度障害者1人あたり年額94千円 【運営費その他】 ・交通費 実費の半額(自家用車は月額2千円) ・施設整備費:設備整備費 1,000千円(開設又は移転等に要する施設改修費、初年度弁費、敷金) |
| 仙台市 | 仙台市中心身障者通所授産事業費補助金交付要綱(1990年) | 健康福祉局 健康福祉部 障害企画課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 185,314 (183,790) | 13 (11) | 【運営費】 ・A 利用者 10人 職員1人 年230日 年額 3,755千円 ・B 利用者 15人 職員2人 年230日 年額 7,510千円 ・C 利用者 20人 職員3人 年230日 年額 11,265千円 ・D 利用者 30人 職員4人 年230日 年額 15,020千円 ・重度重複加算:重度重複者3~5人 年額 3,755千円 重度重複者8~10人 年額 7,510千円 重度重複者16~20人 年額 15,020千円 重度重複者21人以上 年額 18,775千円 【運営費その他】 ・B型肝炎等検査費:専任指導員1人につき 7千円 ・事業費:事業開始時の入所者1人につき 51千円 ・施設維持管理費:一般分 350千円、家賃分年額 600千円(限度額) ・業務補助職員当雇用加算費<クイーン・サービス事業(小規模型)>:年額 1,500千円 ・初年度弁費:基準額 800千円 |
| 仙台市 | 仙台市中心身障者通所授産事業費補助金交付要綱(1994年) | 保健福祉局 保健福祉部 障害企画課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 208,760 (189,812) | 20 (18) | 【運営費】 ・A 利用者 5~10人 週5日 年額 3,755千円(既存作業所については補助対象者数3~5人) ・B 利用者 11~15人 週5日 年額 7,510千円(既存作業所については補助対象者数6~10人) ・C 利用者 16~20人 週5日 年額 11,265千円(既存作業所については補助対象者数11~15人) ・D 利用者 21人以上 週5日 年額 15,020千円(既存作業所については補助対象者数16人以上) 【運営費その他】 ・家賃加算:1カ所年額 600千円(上限) ・初年度弁費:800千円(上限) ・整備費:対象経費の2/3(上限8,000千円) |
| さいたま市 | さいたま市中心身障者通所授産施設及び精神障害者小規模作業所の整備に対する補助金交付要綱(2002年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 作業所へ直接 市:2/3 自己負担:1/3 | なし | 24,000 (17,771) | 3 (3) | 【運営費その他】 ・整備費:対象経費の2/3(上限8,000千円) |
| さいたま市 | さいたま市中心身障者地域ケア事業補助金交付要綱(2003年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 要綱新設 | 484,144 (428,358) | 38 (37) | 【運営費】 ・重度障害者(身障手帳1級、療育手帳7ルA、身障2級+療育Aの重複):月額99,600円 ・その他:月額 53,100円 【運営費その他】 ・如遇改善費:1人月額20千円・買借費:月額200千円(上限) ・初年度設備費:建物改修費:1カ所 500千円(初年度のみ) ・送迎車購入費:1カ所1台 1,800千円 |
| さいたま市 | さいたま市精神障害者小規模作業所運営費等補助金交付要綱(2003年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 要綱新設 | 71,075 (60,975) | 14 (10) | 【運営費】 ・A 利用者 10人以上 職員2人以上 週4日以上 年額 5,000千円 ・B 利用者 7~9人 職員1人以上 週4日以上 年額 4,200千円 【運営費その他】 ・設備整備費:年間基準額 500千円(3/4) |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 指定都市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|---|--|----------------|---------------------|---------------|-----------------------------|--------------------|---|
| 千葉市 | 千葉市心身障害者フック ホーニング事業補助金交 付要綱(1988年) | 保健福祉局 高齢障害部 障害保健 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市・定額 | なし | 190,098 (177,970) | 40 (39) | 【運営費】 ・利用者5人以上 週5日 指導員設置経費補助 年額 2,275千円(限度額) ・事業費(軽作業実施経費補助):月額 15千円×当該月初日在籍利用者数 【運営費その他】 ・賃借料:居室賃料補助 月額 108千円, 敷金等補助 324千円, 更新料補助 108千円 ・利用者交通費:実費の1/2 ・初年度整備費:100千円 |
| | 千葉市中心身障害者小規 模福祉作業所運営事業 補助金交付要綱(1994 年) | | | 作業所へ直接 市・定額 | なし | 0 (3,500) | 0 (0) | 【運営費】 ・利用者概ね10人 職員2人以上 週5日以上 年額 7,000千円 【運営費その他】 ・利用者交通費:実費の1/2 |
| | 千葉市中心身障害者福祉 作業所運営費補助金交 付要綱(1991年) | | | 作業所へ直接 市・定額 | なし | 15,824 (15,824) | 1 (0) | 【運営費】 ・利用者5人以上20人未満 指導員設置経費補助(上限3人) 1人年額4,088千円(限度額) ・事業費(軽作業実施経費補助):月額15千円×当該月初日在籍利用者数 【運営費その他】 ・賃借料:月額282千円(上限) ・利用者交通費:実費の半額 |
| 川崎市 | 川崎市精神障害者共同 作業所事業補助金交付 要綱(1987年) | | 精神障害者 | 作業所へ直接 市・定額 | なし | 62,071 (56,150) | 9 (6) | 【運営費】 ・A 週4日以上 年間利用者延人数1,500人以上 指導員設置経費補助 年額 2,275千円(限度額) ・B 週3日以上 年間利用者延人数1,000人以上 指導員設置経費補助 年額 1,516千円(限度額) ・C 週2日以上 年間利用者延人数 500人以上 指導員設置経費補助 年額 758千円(限度額) ・事業費:A 月額 15千円 B 月額 10千円 C 月額 5千円 それぞれの金額×当該月初日在籍利用者数 【運営費その他】 ・賃借料:月額108千円, 初年度整備費:100千円, 利用者交通費:実費の半額 ・移転のための敷金、礼金及び手数料の全額(324千円限度) |
| | 川崎市障害者地域作業 所指導事業補助要綱 (1982年) | 健康福祉局 障害保健 福祉部 障害福祉課 (身体) 障害福祉課 (知的) | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市・定額 | なし | 413,007 (413,007) | 33 (33) | 【運営費】 ・A 利用者20人 職員1人 週5日 年額 13,760千円 ・B 利用者15~19人 職員1人 週5日 年額 11,080千円 ・C 利用者10~14人 職員1人 週5日 年額 9,860千円 ・年度加算:1人あたり 月額 10千円 【運営費その他】 ・通所指導費:年額 240千円 ・施設賠償責任保険料:利用者1人につき約200円 ・家賃等賃借料補助:①家賃×1/2×12月②216,000×1/2×12月①②のうちいずれか低額の方。 ・研修費補助:年額100千円(指導員対象) ・新築設備費補助:年額 2,100千円(初年度のみ) ・施設整備費:定額 【小規模通所授産施設】 ・小規模通所授産施設特別加算 年額2,750千円 |
| 川崎市 | 川崎市精神障害者地域 作業所運営事業補助金 交付要綱(1987年) | 健康福祉局 障害保健 福祉部 精神保健課 | 精神障害者 | 設置団体へ 直接 市・定額 | 基準額改定 | 326,464 (320,333) | 21 (21) | 【運営費】 ・A-a 利用者23人以上 職員2人以上 年額 14,800千円 ・A-b 利用者22~20人 職員2人以上 年額 14,000千円 ・A-c 利用者22~20人 職員1人 年額 13,200千円 ・B-a 利用者19~17人又は職員2人 年額 12,500千円 ・B-b 利用者16~15人 年額 11,300千円 ・C 利用者14~10人 年額 10,100千円 【運営費その他】 ・家賃等賃借料補助:年額 1,296千円 ・指導員研修費補助:年額 288千円 ・交通費:1人月額 8,550円を限度に支給・施設賠償責任保険 1人あたり補助200円 ・新築設備費補助:年額 2,100千円(初年度のみ) ・移転費補助:年額 2,000千円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 指定都市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|---------------|--|--------------------|--|
| 横浜市 | 横浜市障害者地域作業所助成事業実施要綱(1978年) | 福祉局 障害福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 横浜所在宅排 他施設経由 市:定額 | 基準額改定 | 2,419,430 (2,469,693) | 147 (147) | 【運営費】 ・A 利用者10人 職員2人以上 週5日 年額 10,369千円 ・B 利用者11人以上 1人年額481千円加算 ・C 利用者20人以上 職員2人以上 週5日 年額 15,178千円 ・特別介助加算:重度の身体不自由と重度の知的障害者が重複する障害者 1人月額 22千円 ・介助加算:身障1-2級または1035以下の障害者1人あたり月額9800円(新規) 【運営費その他】 ・借地・借家費:月額 50千円までは全額、50千円を越えた部分は3/4を助成(425千円上限) ・技術指導員謝金:1回1日 10千円(年24回上限)・賠償保険補助:全額 ・利用者交通費:電車・バス利用者 通所回数分の運賃(月10日以上通所者は定期代) ・家族等の介護者の介護者に要する交通費(送迎介助回数分の運賃:月5日以上送迎介助者は定期代) ・自動車利用者 37円/km×往復距離×通所回数 ・移送費:対象者に応じ、移送経費の一部を補助 月額 39.2~98千円 【運営費以外の補助】 ・設置費:設置に要した経費 2,500千円(上限) |
| 横浜市 | 横浜市精神障害者地域作業所助成事業実施要綱(1993年) | 衛生局 保健部 精神保健課 | 精神障害者 | 市圧団体経由 市:定額 家族会経由 市:定額 | 要綱改定 | 1,085,495 (1,016,635) *利用者交通費 及び賠償保険補 助は除く | 59 (57) | 【運営費】 ・利用者1日あたり平均通所者数×(登録者数-平均通所者数)×1/2:上限5人/20人以上 年額15,178千円 ・利用者19人 年額 14,695千円 ・利用者18人 年額 14,214千円 ・利用者17人 年額 13,733千円 ・利用者16人 年額 13,252千円 ・利用者15人 年額 12,771千円 ・利用者14人 年額 12,290千円 ・利用者13人 年額 11,809千円 ・利用者12人 年額 11,328千円 ・利用者11人 年額 10,847千円 ・利用者10人 年額 10,366千円 【運営費その他】 ・就労援助事業費 1人月額 10千円 ・時間外生活援助事業費 年額 240千円 ・自主製品開発・製作支援事業費:1回1日10千円・半日5千円(ともに年240千円上限) ・365日開所助成費 年額 600千円 ・研修費 年額100千円 ・借地・借家費:月額 50千円までは全額、50千円を越えた部分は3/4を助成 ・移転費:2,500千円(限度額) ・設置費:設置に要した経費 2,500千円(上限) |
| 名古屋市 | 名古屋市障害者共同作業事業助成要綱(1978年) | 健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 基準額改定 | 546,444 (531,044) | 58 (51) | 【運営費】 ・利用者10人以上 職員2人 週5日 月額 686千円 ・管理費:利用者1人あたり 月額 10千円 ・重度加算:1人月額 7,500円 【運営費その他】 ・賠償保険補助:年額 3,150円以内 ・行事費:月額120千円 |
| 名古屋市 | 名古屋市精神障害者小規模作業所助成要綱(1998年) | 健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 基準額改定 | 299,382 (251,832) | 25 (24) | 【運営費】 ・A 利用者10人以上 職員2人以上 週4日以上 年額 10,248千円 ・B 利用者5~9人 職員1人以上 週4日以上 年額 5,321千円 【運営費その他】 ・設置費:年額 A 3,000千円 B 2,000千円 |

(2003年6月1日現在)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 指定都市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主官部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|---|-------------------------------|----------------|----------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------|---|
| 京都市 | 京都市心身障害者通所 課題事業補助要綱(1978 年) (本要綱により、小規模作業 所、小規模通所授産施設の 補助を行っている) | 保健福祉局 保健福祉部 障害保健 課課課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 834,536 (813,206) | 45 (46) | 【運営費】 ・通所者分 利用者1人あたり月額63千円 ・重度加算:対象者1人あたり月額 15.5千円 ・管理費:年間1,000千円 【運営費その他】 ・健康検診補助:常勤職員1人あたり 7,140円(実支出を限度) ・職能技術者導入費:月額6千円×100日(限度) ・企業実習補助:月額6千円(1施設15日を限度) ・職員研修対策費:6,100円×7日(限度)×職員数(4人を限度) 【小規模通所授産施設特別加算】 ・小規模通所授産施設特別加算 年間1,100千円(小規模通所授産施設のみ対象) |
| 京都市 | 京都市精神障害者通所 訓練事業補助金交付要 綱(1985年) | | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 500,284 (458,192) | 26 (28) | 【運営費】 ・通所者分 利用者(年間延240人限度)1人あたり月額63千円 ・管理費 年間1,000千円 【運営費その他】 ・職員研修対策費:6,100円×7日(限度)×職員数(4人を限度) ・企業実習補助:月額6千円(1施設15日を限度) ・職能技術者導入費:月額6千円×100日(限度) 【小規模通所授産施設特別加算】 ・小規模通所授産施設特別加算 年間1,100千円(小規模通所授産施設のみ対象) |
| 大阪市 | (本要綱により、小規模作業 所、小規模通所授産施設の 補助を行っている) 大阪市障害者福祉作業セ ンター運営費補助要綱 (1977年) | 健康福祉局 障害者対策部 障害施設課 | 身体障害者 知的障害者 | 障害者団体 市:定額 | 基準額改定 | 1,544,740 (1,723,472) | 181 (180) | 【運営費】 ・A ①利用者15人以上 職員1人以上 週5日以上 年間 13,600千円 B 週2日以上 年間 5,900千円 ②利用者13~14人 職員1人以上 週5日以上 年間 10,700千円 ③利用者10~12人 職員1人以上 週5日以上 年間 9,200千円 ④利用者7~9人 職員1人以上 週5日以上 年間 6,800千円 ⑤利用者5~6人 職員1人以上 週5日以上 年間 6,300千円 週2日以上 年間 4,900千円 週2日以上 年間 4,400千円 週2日以上 年間 4,000千円 ・重度加算:1人あたり年間 A 220千円、B 170千円 【運営費その他】 ・施設整備費:新築 11,875千円×8/10、改修 7,125千円×8/10 ・設備整備費:500千円×8/10 ・車両購入費:1万円 3,300千円×8/10、2万円 1,850千円×8/10 |
| 大阪市 | 大阪市精神障害者小規 模作業所運営費補助要 綱(1989年) | こころの 健康センター | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 要綱改定 | 378,830 (481,716) | 27 (34) | 【運営費】 ・A 利用者15人以上 週5日 年間 13,600千円 ・B 利用者13~14人 週5日 年間 10,700千円 ・C 利用者10~12人 週5日 年間 9,200千円 ・D 利用者7~9人 週5日 年間 6,800千円 ・E 利用者5~6人 週5日 年間 6,300千円 【運営費その他】 ・設備整備費:400千円・車両費補助 1,480千円 |
| 神戸市 | 神戸市中心身障害者小規 模通所訓練事業補助金 交付要綱(1984年) | 保健福祉局 育成課 | 種別は問わ ない | 作業所へ直接 市:全額 | 基準額改定 重度重複加算 →重度加算 | 624,904 (558,838) | 72 (72) | 【運営費】 ・基本額 利用者7人まで 職員1人 年間8,180千円 ・1人増ごとに 年間282千円 但し8人目は年間142千円 ・重度加算 1人月額5千円 【運営費その他】 ・家賃補助:家賃月額×1/2×12カ月(月額30千円を限度) ・開設費補助:1カ所年間 1,500千円(新設時のみ) |
| 神戸市 | 神戸市障害者小規模通 所訓練事業補助金交付 要綱(1984年) | こころの健康 センター | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | 基準額改定 | 302,366 (234,600) | 34 (26) | 【運営費】 ・小規模通所 ※各小規模通所 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 指定都市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 補助率 | 前年度から 変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|-------|--|-------------------------|-------------------------|----------------|---------------|------------------------------|---|--|
| 広島市 | 広島市中心身障害者就労 促進事業費補助金交付 要綱(1981年) | 社会局 障害福祉課 育成係 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 232,780 (220,525) | 41 (39) 内 心身33 (他に市外8) | 【運営費】 ・A 週5日以上作業実施 利用者7人につき指導員1人以上 1人月額41千円 ・B 上記以外の作業所 1人月額28千円 ・一度加算:A 1人月額8500円、B 1人月額4千円 【運営費その他】 ・備品購入費:年額500千円と実支出額とを比較して少ない方の3/4 ・商品等買付料:月額50千円と実支出額から30千円を控除した額を比較して少ない方の3/4 ・建物等改装費:年額1,000千円と実支出額とを比較して少ない方の3/4 ・施設給付保険補助:年額15,090円 ・利用者交通費:国の更生訓練費支出要綱5の(2)に掲げる額に達した 日数を乗じた額と対象者の当該月の実支出額を比較して少ない方の額 |
| | 広島市在宅精神障害者 共同作業所通所訓練専 業費補助金交付要綱 (1989年) | 社会局 精神保健 福祉室 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 181,449 (156,039) | 22 (22) | 【運営費】 ・週5日開所 1人月額41千円/週3日開所 1人月額28千円(利用者19人限度) ・一度加算:週5日開所 1人月額8500円、週3日開所 1人月額4千円 【運営費その他】 ・備品購入費:年額500千円と実支出額とを比較して少ない方の3/4 ・商品等買付料:月額 50千円と実支出額から30千円を控除した額を比較して少ない方の3/4 ・建物等改装費:年額1,000千円と実支出額とを比較して少ない方の3/4 ・施設給付保険補助:年額15,090円 ・利用者交通費:国の更生訓練費支出要綱5の(2)に掲げる額に達した 日数を乗じた額と対象者の当該月の実支出額を比較して少ない方の額 |
| 北九州市 | 北九州市障害者小規模 共同作業所補助金交付 要綱(2000年) | 保健福祉局 地域福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 223,490 (183,525) | 56 (51) 内 身体・知的 39 精神 17 (16) | 【運営費】 ・利用者5人 職員1人 週4日 年額 3,300千円(5人を超える人数分1人につき100千円) 【運営費その他】 ・商品等買付料補助:月額 30千円(限度額) ・備品等設備整備補助金:500千円(限度額) |
| 福岡市 | 福岡市中心身障害者福祉 作業所補助金交付要綱 (1982年) | 保健福祉局 障害保健 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 基準額改定 | 444,388 (408,425) | 47 (44) | 【運営費】 ・A 利用者5~9人 職員1人以上 週4日以上 年額 3,756千円(一時金111千円) ・B 利用者10~14人 職員1人以上 週4日以上 年額 7,482千円(一時金222千円) ・C 利用者15人以上 職員1人以上 週4日以上 年額 11,208千円(一時金333千円) ・一度加算:利用者の1/2が重度の作業所 1人あたり 145千円(限度額 1,450千円) 【運営費その他】 ・土地家屋借上料:月額30千円までは全額、それを超える場合は超えた金額の1/2を加算(月額60千円限度) ・作業所施設整備補助(補助率:1/2):作業所施設の新設(新設)1作業所限度額5,000千円 ・既存家屋維持修繕補助:限度額1,000千円(補助率1/2) ・切替調升費:1作業所限度額 500千円 |
| | 福岡市精神障害者共同 作業所補助金交付要綱 (1988年) | 保健福祉局 保健医療部 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 基準額改定 | 220,108 (221,987) | 22 (21) | 【運営費】 ・A 利用者5~9人 職員1人以上 週4日以上 年額 3,756千円(一時金111千円) ・B 利用者10~14人 職員1人以上 週4日以上 年額 7,482千円(一時金222千円) ・C 利用者15人以上 職員1人以上 週4日以上 年額 11,208千円(一時金333千円) 【運営費その他】 ・土地家屋借上料:月額30千円までは全額、それを超える場合は超えた金額の1/2を加算(月額60千円限度) ・施設整備費:500千円(新設のみ) |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|---|-----------------------|----------------|--------------------------|----------------|------------------------------|--------------------|---|
| 旭川市 | 旭川市心身障害者地域 共同作業所補助金交付 要綱 | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所に直接 市:全額 | 基準額改定 | 254,896 (254,804) | 29 (29) | 【運営費】 A 職員数 常勤1人 非常勤1人 利用者5~9人 週5日 6,880千円 B 職員数 常勤1人 非常勤2人 利用者10~14人 週5日 9,060千円 C 職員数 常勤2人 利用者10~14人 週5日 9,060千円 D 職員数 常勤2人 利用者15~19人 週5日 11,500千円 E 職員数 常勤1人以上 利用者5~9人 週5日 2,710千円 F 職員数 1人以上 利用者10~14人 週5日 3,180千円 G 職員数 1人以上 利用者15~19人 週5日 3,380千円 ・特別指導員加算費:身体障害者手帳1,2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害年金1級、1人月額98千円 【運営費その他】 ・設備整備費(初年度のみ):初年度設備に必要な備品購入費、需用費、および役務費 1カ所につき3,150千円(限度額)(電話加入登記及び電話架設分に限る) |
| 旭川市 | 旭川市精神障害者地域 共同作業所補助金交付 要綱(2001年) | 保健所 健康推進課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 道:1/2 市:1/2 | 基準額改定 | 54,338 (51,583) | 8 (8) | 【運営費】 (8)・I型 A 職員数 常勤1人 非常勤1人 利用者5~9人 週5日 6,880千円 B 職員数 常勤1人 非常勤2人 利用者10~14人 週5日 9,060千円 C 職員数 常勤2人 利用者10~14人 週5日 9,060千円 D 職員数 常勤2人 利用者15~19人 週5日 11,500千円 E 職員数 常勤1人以上 利用者5~9人 週5日 2,710千円 F 職員数 1人以上 利用者10~14人 週5日 3,180千円 G 職員数 1人以上 利用者15~19人 週5日 3,380千円 ・特別指導員加算費:身体障害者手帳1,2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害年金1級、1人月額98千円 【運営費その他】 ・設備整備費(初年度のみ):初年度設備に必要な備品購入費、需用費、および役務費 1カ所につき3,150千円(限度額)(電話加入登記及び電話架設分に限る) |
| 秋田市 | 秋田市心身障害者小規 模作業所補助金交付要 綱(2001年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 28,311 (47,123) | 6 (11) | 【運営費】 (11)・A 利用者10人未満 職員1人の場合 月20日以上開所 月額280千円 職員2人以上の場合 月額346千円 ・B 利用者10人以上 職員1人の場合 月20日以上開所 月額366千円 職員2人以上の場合 月額433千円 ・年度加算:1人月額2,400円 【運営費その他】 ・設備費(初年度のみ):利用者10人未満 年間645千円、利用者10人以上年間1,290千円 1カ所につき3,150千円(限度額)(電話加入登記及び電話架設分に限る) |
| 秋田市 | 秋田市精神障害者小規 模作業所補助金交付要 綱(1992年) | 保健所 健康管理課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | 運営委託に 変更 | 10,392 (5,190) | 2 (1) | 【運営費】 (1)・職員3人 利用者20人 週5日 年額5,196千円 ・職員4人 利用者20人 週5日 年額5,196千円 泉との重複 |
| 郡山市 | 郡山市障害者小規模作 業所運営事業費補助金 交付要綱(1986年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 県の委・家族会 を経由 市:定額 | 基準額改定 | 188,404 (162,423) | 29 (28) | 【運営費】 (28)〈基本経費〉 ・1日あたりの利用人数×年間開設月数 ただし、補助の対象となる利用人員は10人を限度とする ・年度加算 年度加算対象人員×年間開設月数×年間開設月数 ただし、対象となる人員は、基本経費補助の対象となる 1日あたりの利用人員の半数以下とする。 【運営費その他】 (9) 寄附補助:家賃月額×2/3(100千円を限度) (社会保険料の事業主負担分×実支出額と比べて少ない方の額) 社会保険加入指導員数×25千円×年間開設月数 2 (1日あたり利用人数が5~7人は2人、8人以上は3人を限度とする) |
| 郡山市 | 郡山市障害者小規模作 業所運営事業費補助金 交付要綱(1986年) | 保健福祉部 保健所 地域保健課 | 身体障害者 精神障害者 | 県の委・家族会 を経由 市:定額 | 基準額改定 | 52,904 (56,438) | 9 (9) | 【運営費】 (9) 寄附補助:家賃月額×2/3(100千円を限度) (社会保険料の事業主負担分×実支出額と比べて少ない方の額) 社会保険加入指導員数×25千円×年間開設月数 2 (1日あたり利用人数が5~7人は2人、8人以上は3人を限度とする) |

(2003年8月1日現在)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|--|-----------------------|---------------------------------|--|----------------|------------------------------|--------------------|---|
| いわき市 | いわき市障害者小規模 通所施設運営費補助金 交付要綱(1995年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 一部精神 障害者含む | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 75,900 (73,800) | 14 (19) | 【運営費】 ・A 指導員2人以上 利用者常時10人以上 月18日 月額500千円 ・B 指導員1人 利用者常時5人以上 月18日 月額275千円 ・C A・Bランクの条件を満たさないもの 月額25千円 |
| 宇都宮市 | 宇都宮市中心身障害者通 所作業所運営費事業実施 規則(1981年) | 保健福祉部 高齢障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 ※注 | 異動改定 | 21,300 (27,300) | 4 (5) | 【運営費】 ・A 指導員2人以上 利用者常時10人以上 月18日 月額500千円 ・B 指導員1人 利用者常時5人以上 月18日 月額275千円 ※注:設立4年目以降市全額負担 |
| 川越市 | 川越市中心身障害者地域 デイケア事業費補助金交 付要綱(1988年) | 保健福祉部 保健所 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | 基準額改定 | 85,440 (84,412) | 9 (9) | 【運営費】 ・職員2人 利用者10~19人 週5日 年額 8,539千円 ・重度加算:1人月額8,030円 【運営費その他】 ・施設整備費:4,000千円・地代等:600千円(限度額) |
| 川越市 | 川越市中心身障害者地域 デイケア事業費補助金交 付要綱(1988年) | 保健福祉部 障害者福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | なし | 192,897 (187,728) | 17 (16) | 【運営費】 ・重度障害者(身体手帳1・2級、療育手帳7/A、療育A):月額99,600円 ・その他:月額53,100円 【運営費その他】 ・初年度設備費・建物改修費:1カ所500千円(初年度のみ)・送迎乗員人費:1カ所1台1,800千円 ・送迎助成費:1カ所1台月額35千円・借上料の補助:実費月額120千円(上限) |
| 川越市 | 川越市精神障害者小規 模作業所運営費等補助 金交付要綱(1999年) | 保健福祉部 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市町村:1/2 ※家賃費資料 市:全額 | なし | 19,920 (12,580) | 3 (2) | 【運営費】 ・A 利用者10人以上 職員2人以上 週4日以上 年額 5,000千円 ・B 利用者7~9人 職員1人以上 週4日以上 年額 4,200千円 【運営費その他】 ・設備整備費:年間基準額 500千円(補助率3/4) ・家賃費資料:1施設月額120千円 |
| 船橋市 | 船橋市中心身障害者福祉 作業所運営費補助金の 交付に関する規則(1992 年) | 福祉サービス部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 112,028 (103,348) | 13 (12) | 【運営費】 ・A 年間通所延べ人数 1,500人以上 年額7,000千円 ・B 年間通所延べ人数 1,000人以上 年額5,200千円 ・C 年間通所延べ人数 500人以上 年額3,500千円 【運営費その他】 ・事務費:常勤職員1人年額3,980千円 非常勤職員1人年額2,235千円・専業費:月額13,200円 (社会福祉法人以外) ・事務費:利用者5人年額5,200千円 【運営費その他】 ・建物の賃料:1人年額180千円 ・設備整備費(新設時):知的障害者のみの作業所利用者1人につき108千円 身体障害者を含む作業所利用者1人につき129千円 |
| 船橋市 | 船橋市精神障害者共同 作業所運営費補助金の 交付に関する規則(2002 年) | 保健所 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | なし | 23,820 (23,820) | 3 (3) | 【運営費】 ・A 年間通所延べ人数 1,500人以上 年額7,000千円 ・B 年間通所延べ人数 1,000人以上 年額5,200千円 ・C 年間通所延べ人数 500人以上 年額3,500千円 【運営費その他】 ・家賃補助:A 1,800千円 B 1,300千円 C 900千円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部署 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|-----------------------------------|----------------|----------------|---|----------------|------------------------------|--------------------|--|
| 横須賀市 | 横須賀市障害者地域活動センター運営事業補助金交付要綱(2002年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 知的障害者 身体障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 257,398 (239,700) | 24 (24) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 年額10,450千円 (特別奨励費)A 20人以上 年額60千円 B 15人~19人 年額9,050千円 C 10人~14人 年額8,250千円 ・重産加算:月額10千円 【運営費その他】 ・家賃:家賃の1/2 ・更新料:家賃の1/2 ・健康診断料:1,200円×受診人数 |
| | 横須賀市障害者地域活動センター運営事業補助金交付要綱(2002年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | なし | 140,805 (141,500) | 12 (12) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 年額10,450千円 (特別奨励費)A 20人以上 年額60千円 B 15人~19人 年額9,050千円 C 10人~14人 年額8,250千円 ・重産加算:月額10千円 【運営費その他】 ・家賃:家賃の1/2 ・更新料:家賃の1/2 ・健康診断料:1,200円×受診人数 |
| | 横須賀市障害者地域活動センター運営事業補助金交付要綱(2002年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 知的障害者 身体障害者 | 活動センターへ直接 市:定額 | なし | 13,820 (13,440) | 1 (0) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 年額15,000千円 B 利用者15人~19人 年額12,600千円 ・重産加算:療育手帳A1、A2かつ自閉的傾向:月額20千円 療育手帳A2、身体障害者1級2級:月額10千円 【運営費その他】 ・家賃加算分:月額200千円(上限) |
| 相模原市 | 相模原市在宅障害者家庭内作業指導事業補助金交付要綱(1981年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 知的障害者 身体障害者 | 作業所へ直接 市:定額 ※H17年まで 事業継続指導者 | 事業事業に 変更 | 4,800 (4,500) | 1 (0) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 職員1人以上 年額5,100千円 B 利用者15人~19人 職員1人以上 年額4,800千円 C 利用者10人~14人 職員1人以上 年額4,500千円 |
| | 相模原市障害者地域活動センター運営事業補助金交付要綱(2002年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 知的障害者 身体障害者 | 作業所へ直接 市:全額 ※H17年まで 事業継続指導者 | 事業事業に 変更 | 248,830 (234,750) | 20 (19) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 職員1人以上 年額10,450千円 B 利用者15人~19人 職員1人以上 年額9,050千円 C 利用者10人~14人 職員1人以上 年額8,250千円 ・重産加算:療育手帳A1、A2かつ自閉的傾向:月額20千円 療育手帳A2、身体障害者1級2級:月額10千円 【運営費その他】 ・家賃加算分:月額200千円(上限) |
| | 相模原市障害者地域活動センター運営事業補助金交付要綱(1993年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 ※家賃補助は 市全額 | なし | 33,714 (35,514) | 15 (16) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 年額10,450千円 B 利用者15人~19人 年額9,050千円 C 利用者10人~14人 年額8,250千円 【運営費その他】 ・家賃加算分:月額200千円(上限) |
| | 相模原市障害者地域活動センター運営事業補助金交付要綱(1993年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 知的障害者 身体障害者 | 活動センターへ直接 市:定額 ※H17年まで 事業継続指導者 | 事業事業に 変更 | 146,780 (176,780) | 9 (11) | 【運営費】 ・Aランク 利用者20人以上 年額15,000千円 Bランク 利用者15人~19人 年額12,800千円 ・重産加算:療育手帳A1、A2かつ自閉的傾向:月額20千円 療育手帳A2、身体障害者1級2級:月額10千円 【運営費その他】 ・家賃加算分:月額200千円(上限) |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|--|----------------|----------------|--------------------------|----------------|------------------------------|--------------------|--|
| 新潟市 | 新潟市中心障害者小規模 作業所施設運営費補助 基準(2003年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所 運営団体 市:定額 | 基準額改定 | 230,097 (188,344) | 18 (16) | 【運営費】 ・A 利用者15人未満 年額 500千円+特別事業費 200千円 ・B 利用者15~25人 年額 600千円+特別事業費 300千円 ・C 利用者26人以上 年額 700千円+特別事業費 400千円 ・事務費 ①施設長 3,828,292円 ②指導員 3,015,705円×人数 ③民間施設長と改善費(①+②)×加算率 ④扶養手当等(①+②+③)×8% ⑤介護人 1,822,880円 【運営費その他】 ・光熱水費・通信費:240千円 ・土地・建物借上費:1,800千円 ・初年度施設整備費:300千円 ・法定北原通事業費:300千円 |
| 新潟市 | 新潟市精神障害者通所 作業訓練事業補助基準 (1994年) | 保健所 健康増進課 | 精神障害者 | 福祉会 市:定額 | なし | 44,920 (43,716) | 9 (6) | 【運営費】 (6) ①施設長 3,142,937円 ②指導員 2,498,078円×人数(非常勤は0.5人換算) ③民間施設長と改善費(①+②)×加算率 ④扶養手当等(①+②+③)×8% 【運営費その他】 9 特別加算分(家賃補助):月額 150千円(限度額) |
| 富山市 | 富山市心身障害者共同 作業所運営補助金交付 要綱(1996年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 48,180 (43,861) | 7 (7) | 【運営費】 (7) ・A 専任職員1人補助1人 利用者5~9人 週5日 3,924千円 ・B 専任職員2人補助1人 利用者10~18人 週5日 6,419千円 ・C 専任職員3人補助1人 利用者19~27人 週5日 8,256千円 ・D 専任職員4人補助1人 利用者28人以上 週5日 10,093千円 ・置度加算:身障1,2級・障害A 1人年額175千円 【運営費その他】 ・施設借上費:月額50千円(補助率1/2) ・初年度設備整備費:500千円 |
| 富山市 | 要綱なし(富山県補助要 綱を基本に一節独自に予 算措置) | 福祉保健部 障害福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 23,222 (23,721) | 5 (5) | 【運営費】 (5) ・A 職員1人 利用者5~14人 週5日 1,248千円 ・B 職員2人 利用者15~39人 週5日 4,333千円 ・C 職員3人 利用者40人以上 週5日 6,170千円 5 【運営費その他】 (5) ・施設借上費:50千円(補助率1/2) ・初年度設備整備費:500千円 |
| 金沢市 | 金沢市中心障害者小規模 通所施設運営事業補助 成(1985年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 基準額改定 | 75,320 (61,410) | 13 (10) | 【運営費】 (10) ・A 職員3人 利用者15~19人 週5日 6,030千円 ・B 職員2人 利用者10~14人 週5日 4,020千円 ・C 職員2人 利用者5~9人 週5日 4,020千円 ・D 職員1人 利用者3~4人 週5日 2,010千円 ・置度加算:A・B 置度者2/3以上 2,910千円, 1/2以上2/3未満 1,000千円 C・D 2/3以上 1,000千円 【運営費その他】 ・家賃:400千円(限度額) |
| 金沢市 | 要綱なし(石川県補助要 綱を基本に一節独自に予 算措置) | 福祉保健部 障害福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | なし | 17,250 (21,823) | 4 (5) | 【運営費】 (5) ・A 週4日以上 通所者15~19人 事業費1人年額207千円×利用人数×1/2+人件費1,920千円×2.5人×1/2 ・B 週4日以上 通所者5~14人 事業費1人年額207千円×利用人数×1/2+人件費1,920千円×2人×1/2 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主幹部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|---|------------------------------|----------------|------------------------------------|----------------|------------------------------|--------------------|---|
| 長野市 | 長野市中心身障害者共同 作業所運営費補助金交 付実施要綱 | 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 育成会(限の会) 社会福祉法人 市:定額 | 要綱改正 | 24,389 (31,278) | 5 (6) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 月額635千円×(利用者-19人)×22千円(上限877千円) ・B 利用者15人以上20人未満 月額525千円×(利用者-14人)×22千円 ・C 利用者10人以上15人未満 月額405千円×(利用者-9人)×24千円 ・D 利用者5人以上10人未満 月額45千円×利用者数 |
| 長野市 | 長野市精神障害者社会 復帰訓練事業補助金交 付基準(1992年) | 保健福祉部 健康課 | 精神障害者 | 社会福祉法人 支店(任意) 県:1/2 市:1/2 | 要綱改正 | 44,070 (52,240) | 7 (8) | 【運営費】 ・A 利用者20人以上 月額635千円×(利用者-19人)×22千円(上限 877千円) ・B 利用者15人以上20人未満 月額525千円×(利用者-14人)×22千円 ・C 利用者10人以上15人未満 月額405千円×(利用者-9人)×24千円 ・D 利用者5人以上10人未満 月額45千円×利用者数 【運営費その他】 ・初年度開弁費:107千円×1日平均通所者数(15人限度) ・主体工事費:建設:鉄筋・木造189,300×15.8㎡×定員、ブロック148,200×15.8㎡×定員(いずれも15人限度) 修繕:修繕費の3/4以内 |
| 岐阜市 | 岐阜市障害者小規模通 所設置事業(1998年) | 福祉事務所 障害福祉室 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 185,702 (159,209) | 18 (10) | 【運営費】 ・基本経費 月額 95千円 市が施設を貸与または建設補助したもの(以下Ⅱ型) 月額95千円×5/6 ・職員加算 A:利用者10人以上 週5日 年額743,800円 Ⅱ型 年額743,800円×5/6 B:利用者5~9人 週5日 年額518,800円 Ⅱ型 年額518,800円×5/6 C:利用者10人以上 週2~4日 年額743,800円×1/2 Ⅱ型 年額743,800円×1/2×5/6 D:利用者5~9人 週2~4日 年額518,800円×1/2 Ⅱ型 年額518,800円×1/2×5/6 ・利用者加算 月額14千円 Ⅱ型 月額14千円×5/6 ・重慶加算 月額3千円 【運営費その他】 ・設備整備費:1カ所108千円 ・初年度備品費:1カ所300千円 |
| 岐阜市 | 岐阜市精神障害者小規 模作業所事業運営費補 助金交付要綱(1990年) | 市民健康部 保健所 地域保健室 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 25,098 (25,028) | 2 (2) | 【運営費】 ・基本経費:月額95千円 ・職員加算:月額840,800円 ・利用者加算:1人月額14千円 ・重慶加算:1人月額3千円 【運営費その他】 ・初年度備品費:1カ所300千円 |
| 静岡市 | 静岡市中心身障害者小規 模障害事業補助金交付 要綱(2003年) | 保健福祉部 障害者 福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 運営主体経由 市:全額 | 要綱改正 | 228,833 (209,002) | 28 (24) | 【運営費】 ・A 職員2人以上 利用者10人 週5日 5,323千円 ・B 職員3人以上 利用者10人 週5日 6,791千円 ・C 職員3人以上 利用者20人 週5日 7,634千円 ・D 職員4人以上 利用者20人 週5日 9,102千円 【運営費その他】 ・土地建物借上補助 ・施設整備費:鉄筋コンクリート造・新築時 15,660千円(100㎡)~28,865千円(150㎡) ・投産監理費:機械器具購入および機械器具設置費用・1,000千円 ・施設機能強化推進費補助:2事業まで1事業200千円 |
| 静岡市 | 静岡市精神障害者共同 作業所事業費補助金交 付要綱(2003年) | 保健福祉部 保健所 健康づくり 推進課 | 精神障害者 | 家族会 市:定額 | 要綱改正 | 55,697 (36,731) | 6 (4) | 【運営費】 ・A 利用者5~10人 専任2人以上補助1人以上 年額6,792千円 専任1人以上補助1人以上 年額5,323千円 ・B 利用者11人~20人 専任2人以上補助2人以上 年額9,103千円 専任1人以上補助2人以上 年額7,034千円 【運営費その他】 ・土地建物賃借補助 作業場建設費補助金:1,000千円 鉄骨 28,865千円 木造 23,490千円 ・施設整備費補助金 A 木造 17,910千円 鉄骨 15,660千円 B 木造 28,865千円 鉄骨 23,490千円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|-----------------------------------|----------------|----------------|----------------------------------|----------------|------------------------------|--------------------|--|
| 浜松市 | 浜松市心身障害者小規模授産事業補助金交付要綱(1979年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 種別は問わ ない | 作業所へ直接 市:全額 | 要綱改定 | 153,331 (143,667) | 14 (13) | 【運営費】 ・A 利用者10人以下 週5日 職員2人以上 年額 6,934千円(年度内に改定予定) ・B 利用者11人以上 週5日 職員3人以上 年額10,111千円(年度内に改定予定) ・重度加算:年間の月平均重度障害者×1人年額50千円 ・視覚障害者生活訓練等指導加算:1時間870円×訓練時間(上限1,000千円) 【運営費その他】 ・施設整備費:A 鉄筋または木造 14,925千円、鉄骨 13,050千円 B 鉄筋または木造 23,387千円、鉄骨 19,575千円 ・設備整備費:1,000千円×2施設 ・施設機能強化推進費:1施設2事業 400千円 |
| 豊橋市 | 豊橋市障害者小規模授産施設運営費補助金交付要綱(2003年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 育成会 父母の会 市:全額 | 委託から 補助へ | 53,890 (49,978) | 7 (7) | 【運営費】 ・1施設利用者10人以上 職員2人分人件費 【運営費その他】 ・管理費補助(光熱水費、役員費、賃料等):個々の状況による ・施設整備費:個々の状況による(初年度に限る) ・備品購入費:個々の状況による(初年度に限る) |
| 豊田市 | 豊田市精神障害者小規模保護作業所運営費補助金交付要綱(1999年) | 福祉保健部 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:1/2 | なし | 29,730 (24,876) | 3 (3) | 【運営費】 ・A 利用者10人以上 年額 9,912千円 県と重複3(3) |
| 豊田市 | 豊田市心身障害者小規模授産施設設置要綱(1997年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 知的障害者 | 委託している 運営団体 市:全額 | なし | 110,958 (98,003) | 9 (9) | 【運営費】【運営費その他】 ・9ヶ所全て豊田市立の作業所、社団法人豊田市中心身障害児・者育成会に運営委託 |
| 豊田市 | 豊田市精神障害者小規模保護作業所通所訓練事業実施要綱(2001年) | 福祉保健部 障害福祉課 | 精神障害者 | 委託している 運営団体 県:1/2 市:1/2 | なし | 8,562 (7,992) | 1 (1) | 【運営費】【運営費その他】 ・豊田市社会福祉協議会に運営委託 県との重複 1 (1) |
| 岡崎市 | 単独の補助金制度はなし | 福祉保健部 社会福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | | | | | |
| 岡崎市 | 岡崎市精神障害者小規模作業所運営費補助金交付要綱(1991年) | 福祉保健部 社会福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | なし | 19,824 (9,912) | 2 (2) | 【運営費】 ・A 利用者10人以上 年額 9,912千円 ・B 利用者5人~9人 年額 5,052千円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|---|-----------------------|------------------|--------------------------|----------------|------------------------------|--------------------|--|
| 姫路市 | 姫路市福祉作業所補助 金交付要綱(1985年) | 健康福祉局 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | 基準額改定 | 111,551 (122,464) | 23 (25) | 【運営費】 ・A 利用者5人以上 職員1人 年額 3,136,800円×市内在住者初日在籍延人数/初日在籍人数 ・B 利用者5人以上 職員2人以上 年額 5,313,600円×市内在住者初日在籍延人数/初日在籍人数 ・C 利用者16人以上 職員3人以上 年額 7,490,400円×市内在住者初日在籍延人数/初日在籍人数 ・事業費:月額 8,330円×市内在住者初日在籍延人数 ・重度加算:4,165円×市内在住重度障害者初日在籍延人数 【運営費その他】 ・利用者交通費:市内のバス無料(定期)。通所バス利用の場合 月額 2千円 ・交通費補助 市内在住者初日在籍者の交通費月額のうち、8,000円を超える額×1/2×在籍月数 |
| 姫路市 | 姫路市精神障害者小規 模作業所補助金交付要 綱(1994年) | 健康福祉局 保健所 予防課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | なし | 45,670 (49,879) | 10 (10) | 【運営費】 ・事務費 (1)平均初日通所人員が5人以上16人未満、職員1名の場合 3,136,800円×開設月数÷12×当該市町在住者初日通所延人員 (2)平均初日通所人員が5人以上16人未満、職員2名(3)に該当する場合を除く場合 5,313,600円×開設月数÷12×当該市町在住者初日通所延人員 (3)平均初日通所人員が16人以上かつ職員3人以上の場合 7,490,400円×開設月数÷12×当該市町在住者初日通所延人員 ・事業費 8,330円×当該市町在住者初日通所延人員 【運営費その他】 ・交通費 姫路市在住者初日通所者の交通費月額のうち、8,000円を超える額×1/2×通所月数 |
| 奈良市 | 奈良市中心身障がい者福 祉作業所運営補助金交 付要綱(2003年) | 保健福祉部 障がい福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | 要綱改定 | 144,512 (141,494) | 21 (21) | 【運営費】 ・A 利用者5~8人 年額5,100千円 ・B 利用者9~14人 年額5,750千円 ・C 利用者15人以上 年額6,750千円 ・重度加算:月額5,700円×各月初日の重症者年間延通所人数(年額1,299,600円限度) 【運営費その他】 ・需用費等:月額5千円×各月初日の年間延人数(年額1,140千円限度) ・備品購入費等:市内通所者5人以上 月額5千円(市真が定める場合、8千円)×各月初日の年間延人数 |
| 奈良市 | 奈良市精神障害者小規 模作業所運営補助金交 付要綱(1997年) | 保健福祉部 保健予防課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 9,714 (7,750) | 1 (1) | 【運営費】 ・A 利用者5~8人 年額5,100千円 ・B 利用者9~14人 年額5,750千円 ・C 利用者16人以上 年額6,750千円 【運営費その他】 ・需用費等:通所者5人以上 月額5千円×各月初日の年間延人数(年額1,140千円限度) ・備品購入費等:市内通所者5人以上 月額8千円×各月初日の市内通所者の年間延人数(年額1,824千円限度) |
| 和歌山市 | 和歌山市障害者小規模 作業所運営事業補助金 交付要綱(2001年) | 福祉事務所 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 52,140 (56,046) | 6 (12) | 【運営費】 ・A 利用者5~7人 年額3,960千円+加算分年額120千円×利用者人数 ・B 利用者8~15人 年額4,600千円+加算分年額120千円×利用者人数 ・C 利用者16人以上 年額5,230千円+加算分年額120千円×利用者人数 |
| 和歌山市 | 和歌山市障害者小規模 作業所運営事業補助金 交付要綱(2001年) | 保健福祉部 保健対策課 | 精神障害者 (ひきこもり) | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | 要綱改定 | 28,720 (24,760) | 5 (4) | 県と重複 5(4) |

(2003年8月1日現在)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主幹部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|------------------------------------|-----------------------|-------------------------|--|----------------|--|------------------------|---|
| 岡山市 | 岡山市心身障害者地域福祉作業所支援事業費補助金交付要綱(1980年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:定額 | なし | 97,824 (116,624) | 22 (22) | 【運営費】 ・A 利用人員5~9人 週3日 年額 1,024,430円 週4日 年額 1,385,900円 週5日 年額 1,707,380円 ・B 利用人員10人以上 週3日 年額 2,048,880円 週4日 年額 2,731,800円 週5日 年額 3,414,760円 ・支援ワーカー加算費:日額7,800円(年24日以内) ・事業費:月額14千円×通所人員(年間1,080千円以内) 【運営費その他】 ・利用者交通費:(公共交通機関利用に限る)実額の1/2補助 ・作業奨励金:日額100円 ・建築整備費:実費(3,000千円を限度)×1/2 ・備品購入費:実費(1,000千円を限度)×1/2 |
| 岡山市 | 岡山市精神障害者共同作業所加算事業費補助金交付要綱(1983年) | 保健福祉局 保健部 保健管理課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 *作業奨励金 市:定額 | 基準額改定 | 77,195 (85,426) | 16 (16) | 【運営費】 ・A 利用定員5~9人 週3日 年額 1,216,620円 週4日 年額 1,822,160円 週5日 年額 2,027,700円 ・B 利用定員10人以上 週3日 年額 2,097,900円 週4日 年額 2,787,200円 週5日 年額 3,496,500円 ・支援ワーカー加算:日額7,800円(年24日以内) ・事業費:利用者1人月額13,500円(年額1,820千円以内) 【運営費その他】 ・作業奨励金:日額 100円 ・初年度非費 600千円×1/2 |
| 倉敷市 | 岡山市精神障害者共同作業所等通所者交通費給付要綱(1990年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 11,989 (11,356) | | 【運営費その他】 ・利用者交通費:公共交通機関 実額の3/4補助 自家用車:原付 100円×通所実日数×3/4 |
| 倉敷市 | 倉敷市障害者作業所助成事業費補助金交付要綱(1980年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 作業所へ直接 市:定額 家族会に直接 県:1/2 市:1/2 | 要綱改定 | 72,724 (58,133) 39,045 (33,218) | 14 (11) 7 (7) | 【運営費】 ・A 利用定員5~9人 週3日 年額 1,237,510円 週4日 年額 1,650,020円 週5日 年額 2,062,530円 ・B 利用定員10人~15人 週3日 年額 2,247,333円 週4日 年額 2,996,444円 週5日 年額 3,745,555円 ・C 利用定員16人以上 週3日 年額 3,257,148円 週4日 年額 4,342,864円 週5日 年額 5,428,579円 ・支援ワーカー加算:日額 7,800円(年24日以内) ・事業費:利用者1人月額14千円(利用者定員10~15人 1,880千円、16人以上 1,780千円以内) 【運営費その他】 ・延滞改善費 年間限度額 実額の1/2相当額以内(限度額500千円) ・通所奨励金 日額100円 |
| 倉敷市 | 倉敷市精神障害者共同作業所等通所者交通費給付要綱(1991年) | 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 本人へ直接 市:全額 | なし | 2,547 (2,374) | | 【運営費その他】 ・利用者交通費:公共交通機関 実額の3/4補助 自家用車:原付 1500円 |

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 前年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|---|-----------------------|-------------------------|------------------------------------|----------------|------------------------------|--------------------|---|
| 福山市 | 福山市障害者就労促進 事業費補助金交付要綱 (1988年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 作業所へ直接 市：全額 本人へ振り込み | なし | 116,435 (101,925) | 21 (21) | 【運営費】 ・A 週5日以上 (基本分)41千円×各月の訓練者数×訓練月数 (特別指導加算)6,500円×各月の重度訓練者数×訓練月数 ・B 週3日以上 (基本分)28千円×各月の訓練者数×訓練月数 (特別指導加算)4,000円×各月の重度訓練者数×訓練月数 【運営費その他】 ・固定資産税等：固定資産税額もしくは賃借料の低いほうの金額 ・備品購入費：500千円×3/4(限度額) ・建物等改装費：1,000千円×3/4(限度額) 【運営費その他】 ・障害者交通費：月5日以上通所 日額135円を限度 |
| 福山市 | 福山市障害者交通費補 助金交付要綱(1991年) | 保健所 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 作業所へ直接 市：全額 | なし | 31,089 (10,287) | 3 (1) | 【運営費】 ・A 週5日以上 (基本分)41千円×各月の訓練者数×訓練月数 (特別指導加算)6,500円×各月の重度訓練者数×訓練月数 ・B 週3日以上 (基本分)28千円×各月の訓練者数×訓練月数 (特別指導加算)4,000円×各月の重度訓練者数×訓練月数 【運営費その他】 ・備品購入費：500千円×3/4(限度額) ・建物等改装費：1,000千円×3/4(限度額) 【運営費その他】 ・障害者交通費：月5日以上通所 日額135円を限度 |
| 福山市 | 福山市精神障害者就労 促進事業費補助金交付 要綱(1989年) | 保健所 保健予防課 | 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 作業所へ直接 市：全額 | なし | 1,248 (428) | | 【運営費その他】 ・備品購入費：500千円×3/4(限度額) ・建物等改装費：1,000千円×3/4(限度額) 【運営費その他】 ・障害者交通費：月5日以上通所 日額135円を限度 |
| 高松市 | 高松市中心身障害者小規 模作業所運営事業補助 金交付要綱(1992年) | 健康福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市：全額 | なし | 185,549 (148,274) | 17 (16) | 【運営費】 ・A 常勤職員2人以上 月額 561千円 ・B 常勤職員1人 月額 403千円 ・C 常勤職員なし 月額 245千円 ・大規模加算：月の初日在籍者数15人以上 月額 40千円 ・重度加算：通所者10人以上で重度者5人以上、指導員3人以上の作業所のみ対象 月額 250千円、 常勤指導員2人以下は 月額 92千円 【運営費その他】 ・振興費：利用者1人あたり 月額 1,500円 ・施設等維持管理加算額 月額 10千円 ・施設整備費：8,000千円(1件につき1,000千円以上のものに限る) ・設備整備費：1,000千円 |
| 高松市 | 要綱なし(香川県補助要 綱を基本に一部独自に予 算措置) | 健康福祉部 保健所 保健予防課 | 精神障害者 | 市の会、福祉会 市：定額 | なし | 9,400 (9,400) | 2 (2) | 【運営費】 (2)・年額 4,700千円 |
| 松山市 | 松山市心身障害者共同 作業所運営事業補助金 交付要綱(2000年) | 保健福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市：全額 | なし | 50,018 (42,852) | 9 (8) | 【運営費】 (8)・人件費 A 利用者5~9人 週5日以上開所 月額275千円 B 利用者10~14人 週5日以上開所 月額332千円 C 利用者15人~ 週5日以上開所 月額380千円 ・運営費 週5日以上開所 月額150千円 |
| 松山市 | 松山市精神障害者小規 模作業所運営事業補助 金交付要綱(2000年) | 保健所 地域保健課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市：市高額の 1/2 市：県補助以外 | なし | 31,020 (31,020) | 5 (5) | 【運営費】 (5) 県と重複 |

(2003年8月1日現在)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

| 中核市名 | 要綱名 補助金要綱施行年 | 主管部局課 | 対象となる 障害者 | 交付先 | 初年度から の変更事項 | 年度当初予算総額 (前年度決算額) 単位千円 | 対象作業所数 (前年度決算数) | 算定基準 |
|------|---|-------------------------|----------------|---|----------------|---|--------------------------|---|
| 高崎市 | 高崎市心身障害者通所 促進事業費補助金交付 要綱(1987年) | 健康福祉部 元氣いきがい 課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | 基準額改定 | 73,420 (61,310) | 16 (14) | 【運営費】 ・利用者数5~9人 年額 3,700千円 ・利用者数10~14人 年額 4,600千円 ・利用者数15~19人 年額 5,200千円 【運営費その他】 ・家賃:5~9人 月40千円または家賃費の少ない額の1/2・車両購入(平成15年度より) 10~19人 月80千円または家賃費の少ない額の1/2 |
| 高崎市 | 高崎市精神障害者小規 模作業所運営事業費補 助金交付要綱(1998年) | 健康福祉部 保健所 健康づくり課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 運営費 県:1/2 市:1/2 運営費その他 市:全額 | 基準額改定 | 13,600 (28,000) 運営費その他 (2,400) | 3(3) 県と重複 3(3) | 【運営費】 【運営費その他】 |
| 長崎市 | 長崎市心身障害者小規 模作業所補助金交付要 綱(1985年) | 福祉部 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 65,250 (51,034) | 13 (9) | 【運営費】 ・利用者8人 週4日 年額 5,000千円 【運営費その他】 ・初年度備品費:500千円 |
| 長崎市 | 長崎市精神障害者地域 活動助成事業費補助金 交付要綱(1987年) | 福祉部 障害福祉課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 県:1/2 市:1/2 | なし | 40,000 (32,200) | 8 (6) | 【運営費】 ・職員1人 利用者5人 週4日 年額 5,000千円 【運営費その他】 ・初年度設備費:500千円 |
| 熊本市 | 熊本市障害者通所支援 事業補助金交付要綱 (1990年) | 保健福祉部 障害保健 福祉課 | 性別は問わ ない | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 17,400 (17,400) | 7 (7) 内心心身7 精神0 | 【運営費】 ・A 利用者5~10人 週5日 1,450千円 ・B 利用者10人以上 週5日 2,900千円 |
| 大分市 | 大分市心身障害者小規 模作業所等運営補助金 交付要綱(1993年) | 福祉事務所 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | 基準額改定 | 53,053 (41,921) | 14 (17) | 【運営費】 ・年間利用人員×114,620円×1/4(最低保障額330万円、国の補助を受けた時にはその額を控除) 【運営費その他】 ・借上費:30千円(30千円を超える場合は、相当額から30千円を控除した額の1/2<限度20千円>を30千円に加算した額) ・備品購入費:500千円 |
| 宮崎市 | 宮崎市障害者小規模作 業所運営事業補助金交付 要綱(1991年) | 福祉保健部 健康課 | 精神障害者 | 作業所へ直接 市:全額 | なし | 5,500 (5,500) | 5(5) 県と重複 5(5) | 【運営費】 ・職員1人 利用者15人 週5日 年額 1,100千円 |
| 鹿児島市 | 鹿児島市障害者通所援 護事業費補助金交付 要綱(1980年) | 健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 障害者団体 経由 市:全額 | なし | 93,029 (72,275) | 20 (19) | 【運営費】 ・基準額 A 1日あたりの利用者が5人以上9人以下の作業所 1作業所あたり年額4,188千円 I 1日あたりの利用者が10人以上の作業所 1作業所あたり年額5,184千円 ・介護加算 利用者のうち、知的障害者であるものの数に、年額143千円を乗じて得た額 【運営費その他】 ・家賃加算 家賃月額に年間借上月額を乗じて得た額の2分の1に相当する額。 ただし、1作業所あたり年額600千円を限度とする。 |
| 鹿児島市 | 鹿児島市障害者通所援 護事業費補助金交付 要綱(1980年) | 健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課 | 身体障害者 知的障害者 | 作業所へ直接 市:1,100千円 | なし | 4,328 (4,328) | 1 (1) | 【運営費】 ・職員1人 利用者20人 週5日 年額 4,328千円 |